

# 東京都スポーツ少年団育成委員会規程

## 第1章 総 則

第1条 公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第40条の規定に基づいて東京都スポーツ少年団育成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 第2章 審議事項

第2条 委員会は、協会理事会（以下「理事会」という。）の諮問を受け、東京都スポーツ少年団の運営および事業、その他これに関連する事項について審議し、理事会に意見を具申することを目的とする。

2 前項のほか、東京都スポーツ少年団委員総会（以下「総会」という。）において、東京都スポーツ少年団の運営および事業について検討を依頼された事項について審議し、検討結果を総会において報告することができる。

## 第3章 委 員

第3条 委員会の委員は、理事会においてその構成員である理事の中から選任する。

2 理事会は、必要と認めるときは、諮問する内容に応じ、加盟団体役員、スポーツ少年団役員及び学識経験者のうちから委員を指名することができる。

第4条 委員長・副委員長は、前条第1項の規定により委員に選任された理事の中から、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

第5条 委員の任期は、定款第28条第1項に規定する理事の任期による。なお、再任を妨げない。

## 第4章 委 員 会

第6条 委員会は、委員長が招集してその議長となる。

第7条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第9条 委員会は審議にあたって、業務執行理事（理事の職務権限等に関する規程第8条に基づき「スポーツ少年団に関すること」を所掌業務とするものに限る。）の意見を聞かなければならない。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求めその意見を述べるができる。

- 3 理事長及び業務執行理事である各理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 分科会

第10条 委員会の議決を経て、委員会に必要な分科会を設けることができる。

## 第6章 補則

第11条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年12月14日理事会議決により一部改正。
- 3 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。